

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

### 地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、地域公共交通のマスタープラン。原則として、全ての地方公共団体において作成が必要。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

### 地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じた様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

#### 地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**  
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**  
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。  
その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体又は事業者が、事業ごとに実施計画を作成

国土交通大臣が認定、事業許可のみなし特例等の特例措置

### その他の事業

- **新地域旅客運送事業**  
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**  
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。  
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

#### ＜事業スキーム＞

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

# 地域公共交通計画とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

## 計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ・ダイヤや運賃等のサービスの改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
  - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
  - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議 ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

## 地域旅客運送サービス

### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



通勤バス



デマンド交通



乗用タクシー

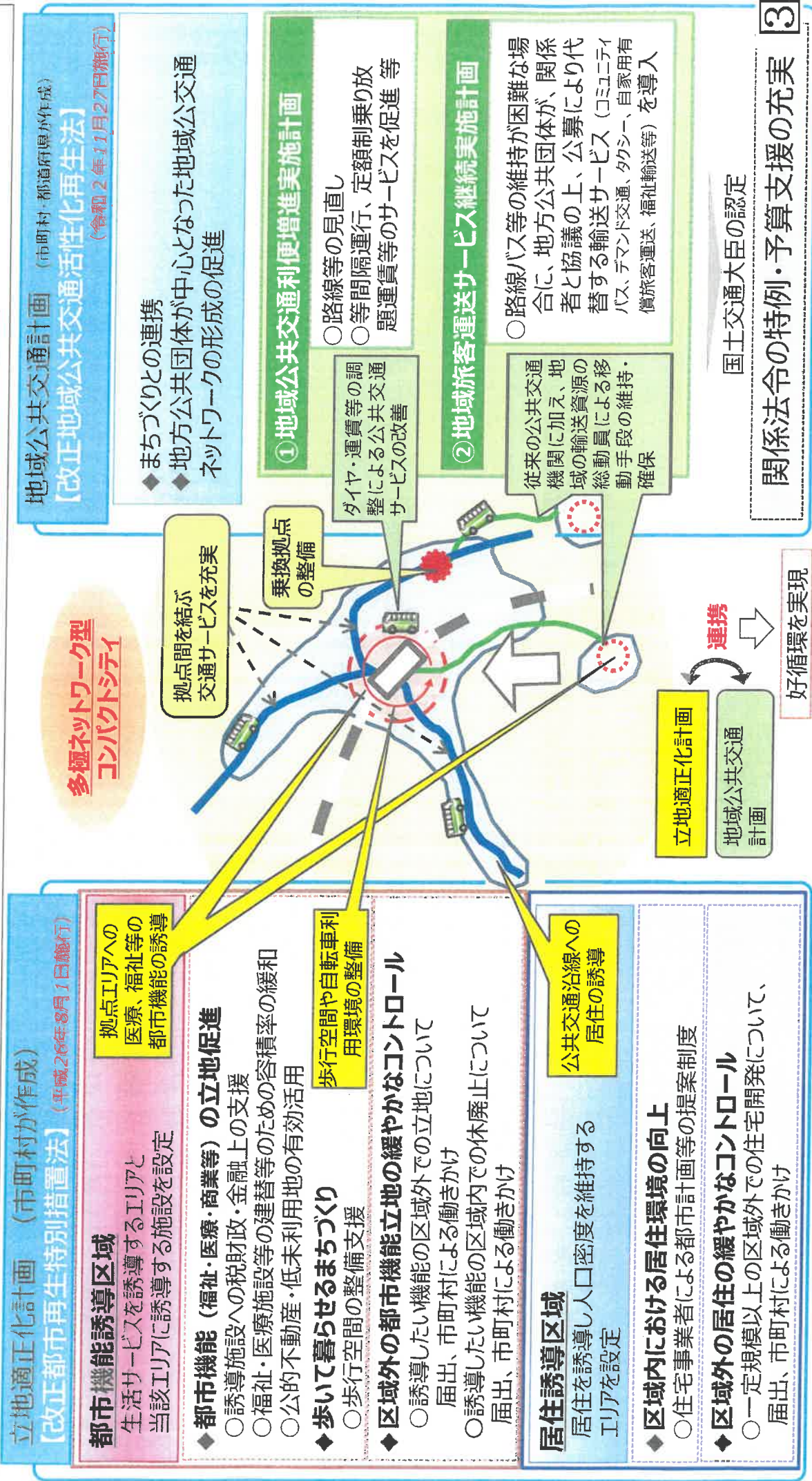


自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を推進。**
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援。**



多極ネットワーク型  
コンパクトシティ

拠点間を結ぶ  
交通サービスを充実

ダイヤ・運賃等の調整による公共交通サービスの改善

従来の公共交通機関に加え、地域の輸送資源の総動員による移動手段の維持・確保



好循環を実現

## 地域公共交通計画制度のポイントは、

- ① 地方公共団体（市町村（及び都道府県））が中心 となり、
  - 民間事業者に任せきりの状態から脱却し、地方公共団体が先頭に立つ
  - 関係者（事業者、住民・利用者、学識経験者等）が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通ネットワークを構想する
- ② まちづくりや観光戦略など関連施策と連携 し、
  - 交通は、まちづくり・観光等の地域活性化のために不可欠な社会インフラ
  - 健康、福祉、交通安全、環境等の様々な分野でも大きな効果
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築 すること  
【効果的な取組のための十分かつ網羅的な検討】
  - 生活圏単位で取り組む（場合によっては複数市町村で検討）
  - 公共交通モード相互間の連携を充分に図る
  - 鉄道、バス、タクシーはもちろん、スクールバスや福祉バス等も検討対象とし、多様な交通手段を組み合わせる

上記3ポイントを着実にを行い、

持続可能な地域公共交通ネットワークを形成 すること

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。」（法第5条第1項）
- 地域公共交通計画の作成には、**基本方針の記載にも十分に留意**することが必要

記載する事項（法§5Ⅱ）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本的な方針**
- ② 計画の**区域**
- ③ 計画の**目標**  
※公共交通の利用者数・収支率・公的資金投入額等の定量的な目標値の設定が努力義務化（法§5Ⅳ）
- ④ ③の目標を達成するために行う**事業・実施主体**  
※本事項において、**地域公共交通特定事業**に関する事項も記載可能（法§5Ⅴ）
- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
- ⑥ 計画**期間**
- ⑦ **その他**計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

記載に努める事項（法§5Ⅲ）

- ①資金の確保に関する事項（法§37）
- ②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

**基本方針に基づき作成することが必要**

地域公共交通計画の作成に当たっては、「定量的な目標設定」（法第5条第4項）と「毎年度の調査、分析及び評価の実施」（法第7条の2第1項）に努めること。

## 【定量的な目標の設定に当たって】

- ◆ 具体的には、「利用者数、収支、公的負担額（サービス費用に係る国又は地方公共団体の支出の額）」等の指標を定めること（施行規則第10条の2）
- ※毎年度の調査、分析及び評価に耐えうるような目標の設定が必要



## 【評価の実施に当たって】

- ◆ 施策の実施状況について、関係者で議論の上、毎年度調査、分析及び評価を行うよう努めることとする
- ◆ 必要に応じて地域公共交通計画を見直し、変更すること
- ◆ 調査、分析及び評価を行ったときは、その結果を国へ送付すること

## 目標設定・評価の例

### 地域公共交通計画の目標

1. 公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

指標1  
公共交通利用者数  
○人（××年）⇒○人（△△年）

2. 持続可能な移動手段を確保するため、収支率の改善を図る。

指標2  
◆◆線の収支率  
○%（××年）⇒○%（△△年）

### 評価に関する事項

基本的な方針で定めた事業内容については、以下のスケジュールで評価

指標1  
6ヶ月ごと協議会に、■社、▲社が、自社のデータを基に報告

指標2  
1年ごと開催する協議会に、▼市において、「□統計調査」に基づき報告

## 望ましくない目標設定・評価の例

### 地域公共交通計画の目標

公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

✖  
数値がなし…

### 評価に関する事項

P D C A サイクルを回します！！



いつ、何を、誰が、どのように、やるかが具体的に書かれていない  
⇒取組が形骸化するおそれ